

宇陀市監査委員告示第1号

平成28年度第1回定期監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年1月19日

宇陀市監査委員 籠谷 順 司

宇陀市監査委員 八木 勝 光

1 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

下記の監査対象部局において、主として平成28年4月1日から9月30日までに執行された事務について監査を行った。

- (1) 企画財政部 企画課、まちづくり支援課、財政課、税務課及び徴収対策課
- (2) 農林商工部 産業企画課、農林課及び商工観光課
- (3) 農業委員会 事務局

3 監査の期間及び対象

実施年月日	監査実施部署
平成28年11月7日（月）	企画財政部まちづくり支援課、 農林商工部商工観光課
平成28年11月10日（木）	企画財政部企画課
平成28年11月14日（月）	農林商工部農林課
平成28年11月16日（水）	農林商工部産業企画課
平成28年11月18日（金）	企画財政部税務課

4 監査の方法

監査は、財務に関する事務の執行及び財産（物品を含む。）の管理等が法令等に基づき適正に行われているかどうか、効率性・有効性の観点から適切に行われているかどうかをあらかじめ提出を求めた資料及び関係書類に基づき調査を行うとともに、必要に応じて関係職員に対する事情聴取等を行い実施した。

なお、主な監査項目は次のとおりである。

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) その他の事務

5 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし、一部において改善を要する事例及び事務の効率性や有効性に疑問のある事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。また、契約書等において一部記入漏れ等が見

受けられた。監査時において口頭で指摘を行っているため、記載は省略するものの、契約書等の作成にあたっては十分に注意されたい。

また、今回の定期監査において公金外現金の取扱状況についても監査を実施した。公金外現金の取扱いについては、宇陀市公金外現金取扱要綱（平成27年宇陀市訓令第3号）に基づいて、取り扱いに関する手続等を定められているものの、一部において、この手続を順守されていない事例が見受けられた。公金外現金について、公金同様、取り扱いについて徹底されたい。

なお、指摘事項及び意見については次のとおりである。改善等の措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

(1) 契約に関する事務

ア 随意契約理由の明示について（企画課、税務課、産業企画課、農林課及び商工観光課）

随意契約にて契約を行う際、随意契約を妥当とする理由の記載が明記されていない契約が一部に見受けられた。

今後、契約の際は、随意契約となった理由を明記されたい。

イ フリクションボールペンの使用について（企画課、税務課、産業企画課及び商工観光課）

契約書類や見積書、支出負担行為伺書等を作成する際、フリクションボールペン（消えるボールペン）で記入されている部分が見受けられた。

フリクションボールペンで作成された文書は、訂正の痕跡が残らないために容易に改ざんされるおそれがあるほか、室温などで保管している環境の変化によっては、退色する可能性もある。

公文書への使用については、全部署において禁止するなど対応を徹底されたい。

(2) 補助金交付に関する事務

ア いきいき地域づくり補助金における役員手当の支給について（まちづくり支援課）

宇陀市のまちづくりを活性化させるため、まちづくり協議会の支援を積極的に実施されており、その根幹である補助金にいきいき地域づくり補助金がある。

今回、この補助金の支出内容を確認したところ、一部のまちづくり協議会において役員に対する手当等の支出が確認された。

役員に対する手当の支出は、市において判断されたうえで支出されているものと判断されるが、この手続き等について規程等のルールが整備されていなかった。

何らかのルールが必要であると考え、検討されたい。

イ いきいき地域づくり補助金における事業執行について（まちづくり支援課）

特別活動分として補助決定している事業において、一部、交付決定前に事業を実施されていることが確認できた。

交付決定後に事業が実施されるように、改善されたい。

ウ 宇陀商工会補助金について（商工観光課）

宇陀商工会に対する補助金は、宇陀市商工会補助金交付要綱（平成18年宇陀市告示第87号）に基づき、支出されているが、一部の事務において、この手続に不備が見られた。補助金交付要綱に基づく事務となるよう改善されたい。

(3) その他の事務

ア 定住促進奨励金の管理について（まちづくり支援課）

宇陀市に転入されてきた方で、一定の基準をクリアされた方に対し、定住促進奨励金として、ウッピー商品券を支給している。

このウッピー商品券は、担当部署において、出納室の金庫で保管されているが、一覧表を作成されておらず、保管額や取扱者・管理者の確認が行えない状況であった。

公金と同様の取り扱いを徹底するとともに、取扱いに関するルールを検討されたい。

イ 宇陀市薬草協議会について（産業企画課）

宇陀市薬草協議会の会計監査を、担当部署の職員が行っているが、事務局と会計監査が同じ職員同士が行っており、監査が十分に機能しているとのことについては疑問を感じる。検討されたい。

ウ 宇陀市観光協会について（商工観光課）

宇陀市観光協会の事務局が商工観光課にあるため、会計処理も実施されているが、宇陀市公金外現金取扱要綱に定める所属長の確認が行われていないように見受けられた。

事務処理の際、所属長の確認が行えるルール作りを整備すべき。検討されたい。

エ 契約保証金について（産業企画課）

商品企画支援事業を実施するため、事業者と事業委託契約を締結している。

今回委託契約を締結した事業者は、これまで宇陀市と業務契約を締結した実績はなく、また契約保証金を免除すべき事業者と判断するに至る資料が乏しく、宇陀市契約規則（平成18年宇陀市規則第44号）第23条第2項第7号の「随意契約を締結する場合において、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき」に該当するとの判断に疑問を感じた。

宇陀市契約規則に定める契約保証金の取扱いについて、再度徹底されたい。